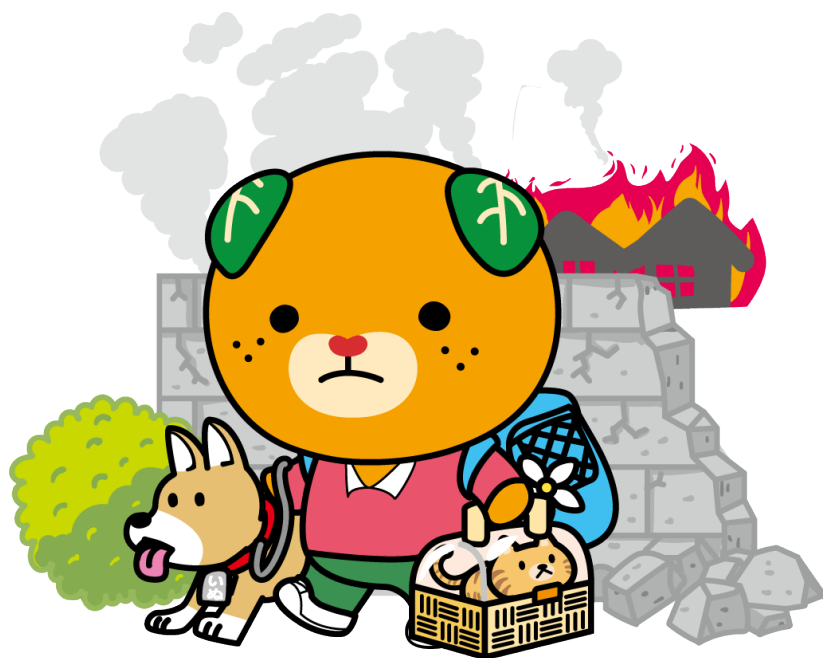


避難所における ペット受入体制整備マニュアル

～円滑なペット同行避難のために～



令和4年12月
愛媛県

目次

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 本マニュアルの用語について | 2 |
| 3 | 平常時の備え | |
| | （1）避難所でのペット受入れ体制の整備 | 3 |
| | （2）ペットスペースの検討 | 3 |
| | （3）ペット飼養管理ルールの作成 | 6 |
| | （4）普及・啓発 | 7 |
| | 参考資料1 「平常時対応フロー図」 | 11 |
| 4 | 災害発生時の対応 | |
| | （1）ペットの受入れ | 12 |
| | ① ペット同行避難者専用窓口の設置 | 12 |
| | ② ペット同行避難の受付 | 12 |
| | ③ ペットスペースへの移動 | 12 |
| | ④ ペット関係支援物資の調整 | 13 |
| | ⑤ 避難所に入らない（入れない）ペットの把握 | 13 |
| | （2）飼い主の役割 | |
| | ① 「飼い主の会」の結成 | 13 |
| | ② ペットスペースの管理 | 13 |
| | ③ ペット関係情報の周知 | 14 |
| | ④ ペット関係支援物資の管理 | 14 |
| | ⑤ ペットに関する相談への対応 | 14 |
| | （3）ペットのストレス解消 | 14 |
| | 参考資料2 「災害発生時対応フロー図」 | 16 |
| | 参考資料3 「スターターキットについて」 | 17 |
| | 参考様式 | |
| | （1）同行避難動物登録票 | 18 |
| | （2）同行避難動物管理台帳 | 19 |
| | （3）名札 | 20 |
| | （4）避難所ペットスペース管理当番表 | 21 |
| | （5）相談受付票 | 22 |
| | （6）行方不明動物受付票 | 23 |

1 はじめに

平成 23 年に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、原子力災害等により住民は緊急避難を余儀なくされ、家に取り残されたペットを迎えに戻った飼い主が二次災害に巻き込まれた事例や、飼い主とはぐれたペットの放浪や繁殖、避難所でのペットによるトラブル等、様々な問題が浮き彫りとなりました。

このため、県では「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成 25 年 6 月環境省）に基づき「愛媛県災害時動物救護活動ガイドライン」（平成 26 年）を策定するとともに、飼い主とペットの同行避難を想定して、市町や公益社団法人愛媛県獣医師会等関係団体との動物救護体制を構築いたしました。

しかしながら、平成 28 年の熊本地震では、避難所でのペットの受入れや一時預かりをはじめ、広域的な支援体制や受援の在り方等、数多くの課題が指摘されたため、「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成 30 年 3 月環境省）に基づき、県においては、平常時からのペット用品の備蓄やしつけ（自助）、家族・近隣住民・飼い主同士の連携や避難訓練への参加（共助）及び発災時のペット受入れ体制の整備（公助）等について、その普及啓発に努めているところです。

近い将来の発生が危惧されている南海トラフ巨大地震は当然のこと、近年の異常気象に伴い、全国で毎年のように台風や集中豪雨による災害が発生しているため、取組みをさらに加速させる必要があります。

こうしたことから、避難所におけるペット防災に関する取組みが平常時から円滑に進められるよう「避難所におけるペット受入体制整備マニュアル」を策定しました。

ペットは大切な家族の一員であり、被災時には避難生活における大きな心の拠り所となることから、市町等避難所設置主体や自治会、関係団体等の避難所運営に関わる皆様には、本マニュアルを参考に避難所におけるペットの受入れ体制を整備するとともに、飼い主の皆様には、避難所においてペットが受け入れられるよう入念な準備をしていただきますようお願いします。



2 用語の解説について

本マニュアルの用語の意味は、次のとおりです。

(1) ペット

家庭動物等のうち、犬や猫等の小型の哺乳類と鳥類等を対象とします。ただし、愛玩用であっても、アミメニシキヘビ、ワニガメ等の特定動物（飼養に都道府県知事の許可を要する動物）や、タイワンハブ、カミツキガメ等の特定外来生物に指定された動物のほか、これらに類する動物は含まれません。

(2) 同行避難

災害発生時に、飼い主がペットを同行して避難所まで避難すること。

なお、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）では、避難所で飼い主がペットを飼養管理することを「同伴避難」と定義しています。ただし、「同伴避難」であっても、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なります。

(3) 在宅避難

災害の際は、まず安全な場所に緊急避難しますが、その後、自宅の安全性が確認された場合に、自宅で避難生活を行うこと。この場合でも、食事や入浴等の支援は避難所で受けることができます。

(4) 自助、共助及び公助

自助 自分で自分の身を助けること。防災の基本であり、災害時の対応は、「自助」が7割とも8割とも言われています。自己が所有し管理するペットの安全確保や飼養も「自助」が原則です。

共助 「自助」の確保を前提として、企業、地域の集まりなどのコミュニティのメンバーが共に助け合うこと。

公助 行政機関による支援活動のこと。発災時には行政庁舎や職員の被災等により、初動が遅れる傾向にあるので、「公助」が開始されるまでは「自助」と「共助」が災害対応上の主体となります。

なお、「公助」が開始された後も、「自助」が原則となります。



落ち着いて、一緒に避難しようね

飼い主とペットが安全に避難するためには、飼い主自身の安全の確保が大前提となります。

3 平常時の備え

(1) 避難所でのペット受入れ体制の整備のポイント【避難所設置主体】

- ① 避難所ごとに、避難所となる施設の管理者あるいは運営者と、あらかじめペットを飼養する場所（以下「ペットスペース」といいます。）や受入規模、受入可能頭数等について、調整・検討を行います。
- ② 避難所の規模等の事情によりペットの受入れが困難と認められる場合は、近くに飼養可能な代替場所がないか調査・検討を行います。
- ③ 日頃から、飼い主に向けて避難所の情報を周知するとともに、同行避難を含めた避難訓練を実施し、受入れ体制を確認・検証します。
- ④ また、ペットを飼養していない方に対して、同行避難への理解を図ることも重要です。

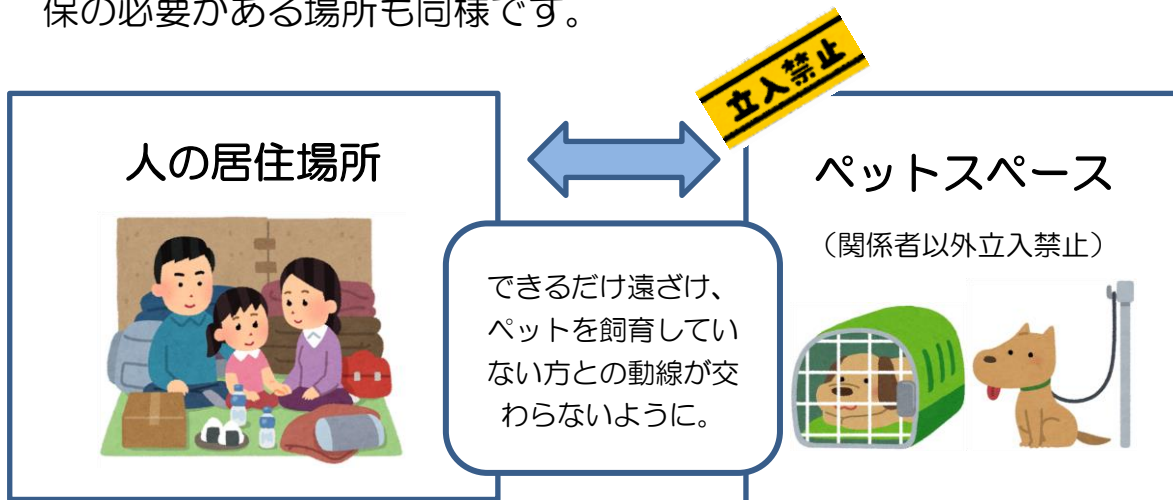
(2) ペットスペースの検討【避難所設置主体】

避難所におけるペットスペースを設定します。

ただし、避難所は、様々な立場の人たちが共同生活を行うため、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人がいる場合や、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等により、避難者間のトラブルに発展する可能性があるため、以下の点に注意が必要です。

① ペットスペースと人の居住場所を分ける

ペットによるトラブルを防ぐとともに、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人がペットスペースの近くを通らなくて良いように、ペットスペースは、人の居住場所からできるだけ遠ざけるなど、避難者とペットのすみ分けや動線分離に注意しましょう。調理場所等の衛生確保の必要がある場所も同様です。



また、ペットは、環境の変化やストレスにより攻撃的になる場合があり、咬傷事故等を防止するため、飼い主や世話をする人以外が、ペットスペースに近づけないようにしましょう。

なお、身体障がい者の補助犬である盲導犬、介助犬及び聴導犬は、本マニュアルが対象とするペットとは異なり、身体障がい者の自立や社会参加のために「身体障がい者補助犬法」に基づき訓練・認定された犬ですので、避難所を含む公共施設等での同伴が認められています。

② 強い日差しや風雨の当たらない場所を選ぶ

近年、人気の小型犬や猫等は、屋内で飼養されていることが多く、極端な寒暖の変化に弱い場合があります。このため、ペットスペースは可能な限り屋内に設置するようにしましょう。

また、やむを得ず屋外に設定する場合でも、5ページの「ペットスペース屋外設置例」を参考に、テントの設置や大きめの屋根の下を選ぶなど、強い日差しや風雨の当たらない場所にしましょう。

③ 原則ケージで飼養する

逸走や事故の防止を図り、限られた飼養スペースを有効利用するため、ペットは原則ケージでの飼養とします。

なお、棚等の上にケージ等を置く場合は、ロープでケージ等を固定するなどの転倒防止対策が必要です。

④ 可能であれば動物種により部屋を区画する

犬と猫等の異種の動物を同じスペースで飼養する場合、ストレスにより大きな声で鳴き続けたり、体調を崩したりする場合があります。可能な限り動物種ごとに部屋を分けるか、段ボールやシート等で区画して、お互いの姿が見えないようにします。

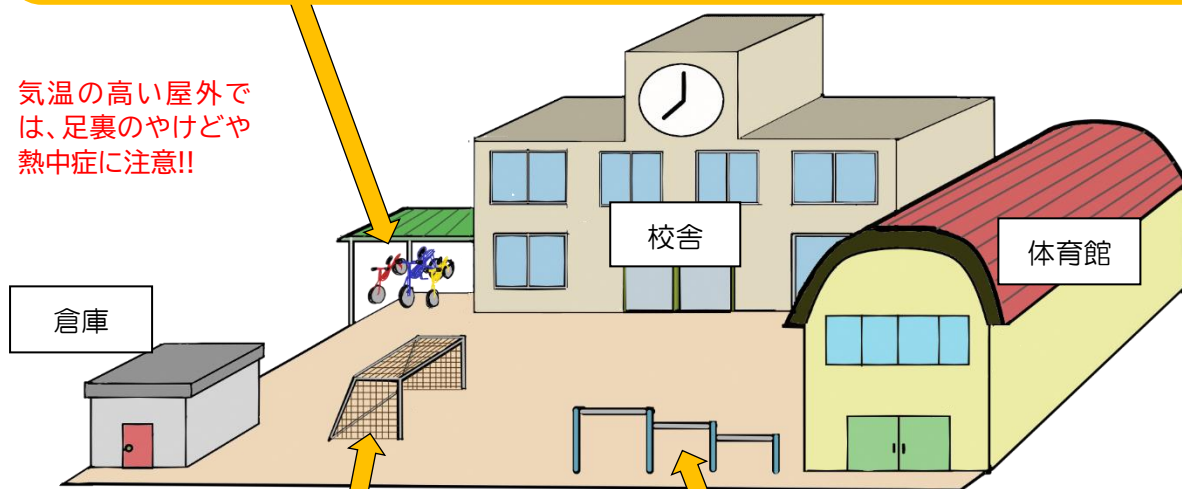


ペットスペース屋外設置例（学校）



屋外にペットスペースを設置する場合、**風雨や日差し**を防ぐため、駐輪場や渡り廊下等の**屋根や壁のある場所**を選ぶようにしましょう。

気温の高い屋外では、足裏のやけどや熱中症に注意!!



サッカーゴール等にブルーシートをかけてペットスペースとすることも可能です。

一時的に係留する場合、鉄棒等を利用することも可能です。



ペットスペースでは原則、**ケージにて飼養**します。
また、**飼育環境**（風雨・温度等）が**劣悪**なものにならないよう、注意します。

校庭等でテント泊や車中泊をする避難者も想定されます。ペットだけではなく、飼い主の体調管理にも注意するようにしましょう。
特にエコノミー症候群防止のためのこまめな運動や、夏場の脱水症状防止のための水分補給等に留意してください。

(3) ペット飼養管理ルールの作成【避難所設置主体・飼い主】

ペットに起因した苦情やトラブルを防止するために、平常時から飼養のルールを検討・作成しておき、被災時には、すぐに周知・運用できるように準備しておきます。

飼い主以外の他の避難者にも理解が得られるよう、飼養管理ルールは掲示し、周知しましょう。



【ルール作成における重要事項】

- ① 避難所運営本部の指示に従うこと
- ② ペットは原則、決められたスペースで飼養すること
- ③ ペットの管理（給餌や排泄物、ペットスペースの清掃、逸走防止等）は飼い主が責任をもって行うこと
- ④ 「飼い主の会」を結成し、飼い主同士が協力すること
- ⑤ ケージに名札（参考様式3）を掲示し、ペットの飼い主が分かるようにすること
- ⑥ ペット用救援物資は飼い主の会等が管理すること

避難所におけるペット飼養管理ルール(作成例)

避難所では様々な人達が共同生活を送っています。ペットのトラブルが避難所全体の問題となることもあるので、飼い主が責任をもってルールを守ってペットを飼養し、少しでも過ごしやすい避難所環境づくりに努めましょう。

- 避難所運営本部及び飼い主の会の指示には必ず従ってください。
- ペットは必ず指定されたペットスペースで飼養してください。
- ケージに名札を掲示し、ペットの飼い主がわかるようにしてください。
- ペットの脱走防止に努めてください。
- ペットは飼い主が責任をもって世話をしてください。
- ペットスペースは飼い主の責任で維持・管理(清掃、消毒等)をしてください。
- ペットによる苦情・危害防止に努めてください。
- ペットに関する苦情には飼い主が責任をもって対応してください。
- 餌は決められた時間に与え、その都度片づけてください。(置餌はしない)
- ペットの散歩は他の避難者の迷惑にならないように行ってください。
- 飼い主同士が助け合い、要望等があれば避難所運営本部に伝えてください。
-

〇〇避難所運営本部

(4) 普及・啓発【避難所設置主体】

① 円滑な同行避難及び避難生活のための周知・啓発

円滑な同行避難のため、平常時から飼い主を含めた地域住民に対し、回覧板や広報誌、イベント等でペット防災についての周知・啓発を行いましょう。

《平常時からの準備》

1) 住居の防災対策

耐震強度の確認や家具の固定・転倒・落下防止、飼養ケージの固定等、まずは住居の安全を確保することが重要です。

屋外でペットを飼養している場合は、ブロック塀やガラス窓の下、倒れやすい建物等の近くは避けるようにします。



2) ペットの管理

飼い主は、ペットに感染症の予防接種及びノミ等の寄生虫の駆除・予防を行うとともに、できればペットの健康管理手帳等を作成し、避難時には持ち出せるようにしておきます。

健康管理手帳等には、かかりつけの動物病院や持病・常備薬等を記載しておくとい良いでしょう。

なお、繁殖させる予定が無い場合には、動物病院で避妊・去勢手術を受けさせるなど、繁殖制限措置をしておけば、逸走時における意図しない繁殖を防止するほか、生殖器系の疾病予防や発情時の問題行動の抑制にも効果的です。



猫は屋内飼育が安全



犬は狂犬病予防法により義務付けられている鑑札(又はマイクロチップ)と狂犬病予防注射済票を装着しましょう。

3) 平常時からのしつけ

ペットを、飼い主以外の人や他の動物、様々な音等に慣らしておきましょう。同行避難や避難所においては、ペットが長期間ケージに入る事も想定されることから、ケージの中でもおとなしくしていられるよう訓練しておくことも大変重要です。

また、飼い主の指示に従うよう、日頃から信頼関係を築いておき、犬の場合は「待て」や「おいで」、「お座り」等の基本的なしつけも大切です。



ケージやキャリーバッグに慣らしておきましょう

★ケージに慣らすコツ

ケージの中で大好きなおやつがもらえる
と、進んでケージに入るようになるよ。



4) 所有者明示措置

発災時に一緒にいなかったり、逸走したりしてペットと離れ離れになった場合でも、すぐに飼い主の元に戻ることができるように、鑑札や迷子札、マイクロチップ等を装着するなど、自分の所有であることを明らかにするための措置（所有者明示措置）を徹底しておきましょう。（複数の所有者明示措置をしておくことが大変有効です。）

※令和4年6月から販売される犬猫へのマイクロチップの装着が義務化（飼養している犬猫については努力義務）され、マイクロチップを鑑札の代わりにできる特例制度*も始まりました。

（※特例制度への参加状況は市町ごとに異なります。）

【マイクロチップについて】

直径2mm、長さ8~12mm程度の円筒型で、犬や猫では首の後ろ（背側頸部）の皮下に専用器具により埋め込むタイプの電気標識器具であり、一度体内に埋め込むと、脱落する心配が少ないことから、安全性の高い動物の個体識別（身元確認）方法として、世界中で広く使用されています。（埋め込みは動物病院で行います）また、読取りにはマイクロチップリーダー（読取器）が必要です。マイクロチップ装着後は、国の指定登録機関（公益社団法人 日本獣医師会）へ30日以内にデータ登録しなければなりません。

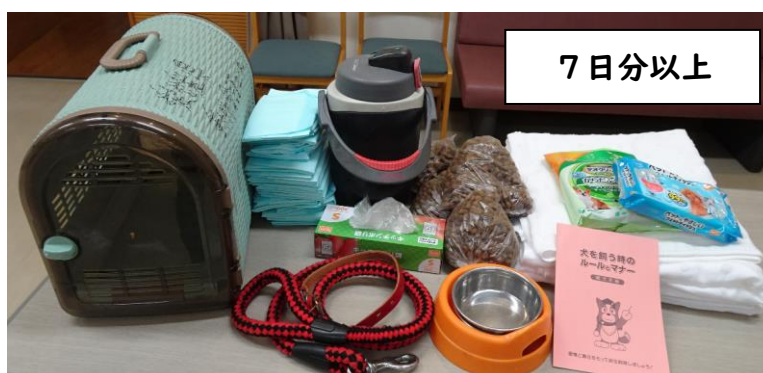


5) 餌等の備蓄

飼い主は、キャリーバッグ、予備のリード、首輪の他、ペットシーツやトイレセット等の衛生用品を、餌や水等と一緒にすぐに持ち出せるように準備しておきます。

餌等の備蓄は、7日分以上が望ましいとされています。

これらに加えて、避難時には、普段から使っているおもちゃや毛布等、ペットが安心できるグッズを持っていくとよいでしょう。



6) 一時預け先の検討・設定

避難所がペット受入れ不可の場合や、飼い主の負傷等の理由により、ペットの飼養管理が困難な場合もありますので、家族や親戚、友人等で一時的なペットの預け先を決めておきましょう。

② 避難所情報の周知

避難所設置主体は、各避難所の飼養可能スペースの構造や規模等のペット受入れ体制に関する情報を公開し、平常時から飼い主に周知しておきましょう。

また、住民参加型のペット同行避難訓練を実施し、飼い主に自身がどの避難所に避難するべきかを認識してもらうことも重要です。

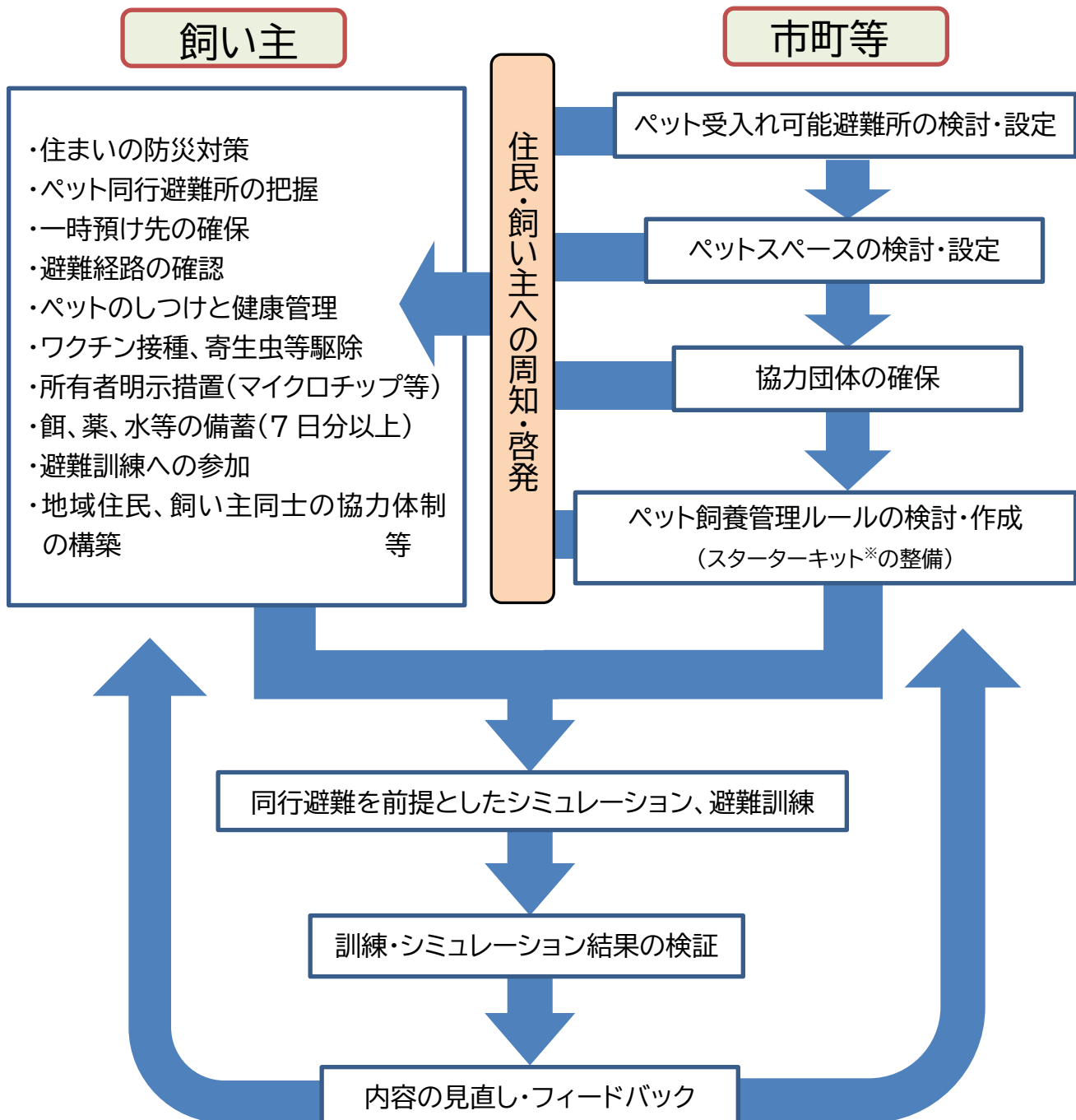


平常時に飼い主が行うべき対策

※「自助」及び「共助」が原則です。

- 1 住まいや飼養場所の防災対策
 - ・家具やケージの固定、転倒防止、落下防止 等
- 2 ペットのしつけと健康管理
 - ・ケージ等に日頃から慣れさせておく。
 - ・人や他の動物を怖がったり、攻撃的にならないよう慣れさせておく。
 - ・決められた場所で排泄ができるようにする。
 - ・フィラリアやノミ、ダニ等の予防、駆除をする。
 - ・各種ワクチンを接種する。
 - ・不妊去勢措置を行う。
 - 犬の場合
 - ・「待て」、「おいで」、「お座り」等の基本的なしつけをする。
 - ・不必要に吠えないようにしつける。
 - ・登録及び狂犬病予防注射を行う。(義務)
 - 猫の場合
 - ・屋内飼養をする。(放し飼いだと災害時に行方不明になるため)
- 3 ペットの所有者明示措置
 - ・首輪、迷子札、マイクロチップ等の所有者明示措置を講じる。
(首輪、迷子札は脱落する可能性があるためマイクロチップが推奨される。)
 - 犬の場合
 - ・鑑札(又はマイクロチップ)、狂犬病予防注射済票の装着(義務)
- 4 ペット用避難用具や備蓄品の確保
 - 優先順位1 動物の健康や命に係わるもの
 - ・療法食や常備薬
 - ・ペットフード及び水(7日分以上)
 - ・キャリーバッグ、ケージ、首輪、リード等
 - ・ペットシーツ、トイレ用品、食器等
 - 優先順位2 情報
 - ・飼い主や飼い主以外の連絡先、一時預け先等の情報
 - ・ペットの写真
 - ・ペットに関する情報(ワクチン、既往歴、かかりつけ病院等)
 - 優先順位3 ペット用品
 - ・タオル、ブラシ、ビニール袋等
 - ・お気に入りのおもちゃ等匂いがついた用品
- 5 情報収集と避難訓練
 - ・避難経路、危険箇所、ペット同行避難可能避難所等の把握
 - ・県、市町、地域が実施する避難訓練への参加
 - ・平常時からの地域ぐるみのコミュニケーション(共助)

平常時対応フロー図



※スターターキット

被災直後の指定避難所において、速やかに誰もが運営体制整備に対応できるようにするための初動体制に係る簡潔な指示書。ペットの受入れ体制についても同様の整備が可能。

4 災害発生時の対応

(1) ペットの受入れ【避難所設置主体】



① ペット同行避難者専用窓口の設置

受付時の混乱及びペットによる他の避難者への危害を防止するため、ペット同行避難者専用の受付窓口を設けるようにします。

② ペット同行避難の受付

専用窓口にて飼い主から避難の状況やペットの状況等を聞き取り、受入れ可能と判断すれば、「同行避難動物登録票（参考様式1）」及び「同行避難動物管理台帳（参考様式2）」を作成し、避難所運営本部へ報告します。

また、報告を受けた避難所運営本部は市町災害対策本部へ報告します。

受け入れの判断基準はあらかじめマニュアル化しておき、この基準をもとに受入の可否を判断しましょう。



(参考様式1)
同行避難動物登録票

(参考様式2)
同行避難動物管理台帳

③ ペットスペースへの移動

事故防止のため、原則としてペットスペースへの移動・収容は飼い主が行います。また、ケージに収容する場合は、ケージにペットの名前・飼い主の氏名等を記載した「名札（参考様式3）」を掲示します。ペットスペースが決定していない場合は、他の避難者の支障とならない場所を一時的なペットスペースに設定の上、「3. 平常時の備え（2）ペットスペースの検討（3ページ）」を参考に、早急にペットスペースを確保します。

(参考様式3)



④ ペット関係支援物資の調整

避難所運営本部は、飼い主からペット関係支援物資の支援要望を聞き取り、市町災害本部へ報告します。また、ペット関係物資の管理は必ず飼い主あるいは「飼い主の会」が行います。

⑤ 避難所に入らない（入れない）ペットの把握

在宅避難等の飼い主が、支援の対象から漏れないように、可能な限り把握に努め、必要な支援が受けられるよう留意します。

(2) 飼い主の役割【避難所設置主体・飼い主・飼い主の会】

避難所におけるペットの飼養管理は飼い主が行うことが原則です。避難所設置主体は飼い主に対し、以下のとおり「飼い主の会」の結成を促し、ペットとペットスペースを適切に管理するよう指示します。

① 「飼い主の会」の結成



- 「飼い主の会」を結成したら、代表者（規模に応じ、必要であれば複数名）を決めます。※代表者の役割は、連絡・調整です。
- 代表者は、避難者や飼い主に対し、ペット飼養に関するルールの周知や情報提供を行います。
- 代表者は、避難所運営本部のミーティング等に参加し、飼い主と避難所運営本部との調整を行います。
- 「飼い主の会」は、ペット関係支援物資を管理します。

② ペットスペースの管理

- ペット飼養管理ルールの作成

飼い主同士がよく話し合うとともに避難所運営本部と協議の上、他の避難者に十分に配慮したペット飼養管理ルール（P6（3）参照）を

作成します。

- ペットスペースの管理当番の設定

ペットスペースの清掃やペットの衛生管理担当者を決めて、ペットスペース管理当番表（参考様式4）を作成し、ペットスペースを適切に管理します。

※ペットの管理は原則、飼い主が行い、衛生管理担当者は補助します。
※担当者は可能な限り複数名（班構成）とし、負担を分散します。

③ ペット関係情報の周知

飼い主の会は、避難所運営本部との連絡を密に行い、ペット関係支援物資や獣医師による巡回等のペット関連情報の収集及び飼い主への周知に努めましょう。

④ ペット関係支援物資の管理

ペット関係支援物資の搬入が始まったら、その管理方法について、「飼い主の会」による配給とするか、それとも各自で必要分を取得するか等明確なルールを設定します。また、避難所運営本部から要請があれば、支援物資の台帳管理を行います。

⑤ ペットに関する相談への対応

ペットに関する相談があった場合は、相談受付票（参考様式5）に記入の上、避難所運営本部へ報告しましょう。

また、ペットの逸走や行方不明等の相談は、行方不明動物受付票（参考様式6）に記入し、同じく報告しましょう。



| 受付係名 | 受付係所属 | 受付場所 | 受付日時 |
|------|-------|------|------|
| 相談内容 | 相談者 | | |
| 相談日時 | 相談場所 | | |
| 相談内容 | 相談内容 | | |

(参考様式5)
相談受付票

| 動物種別 | 動物性別 | 動物種別 | 動物種別 |
|------|------|------|------|
| 動物種別 | 動物性別 | 動物種別 | 動物種別 |
| 動物種別 | 動物性別 | 動物種別 | 動物種別 |
| 動物種別 | 動物性別 | 動物種別 | 動物種別 |
| 動物種別 | 動物性別 | 動物種別 | 動物種別 |
| 動物種別 | 動物性別 | 動物種別 | 動物種別 |
| 動物種別 | 動物性別 | 動物種別 | 動物種別 |
| 動物種別 | 動物性別 | 動物種別 | 動物種別 |
| 動物種別 | 動物性別 | 動物種別 | 動物種別 |
| 動物種別 | 動物性別 | 動物種別 | 動物種別 |

(参考様式6)
行方不明動物受付票

※避難所運営本部は、受け付けた内容を市町災害対策本部へ報告してください。

(3) ペットのストレス解消【飼い主】

ペットも人と同じく慣れない環境に長期間置かれた場合、不安感や警戒感等によるストレスを感じます。また、無駄鳴きや破壊行動等の問題行動

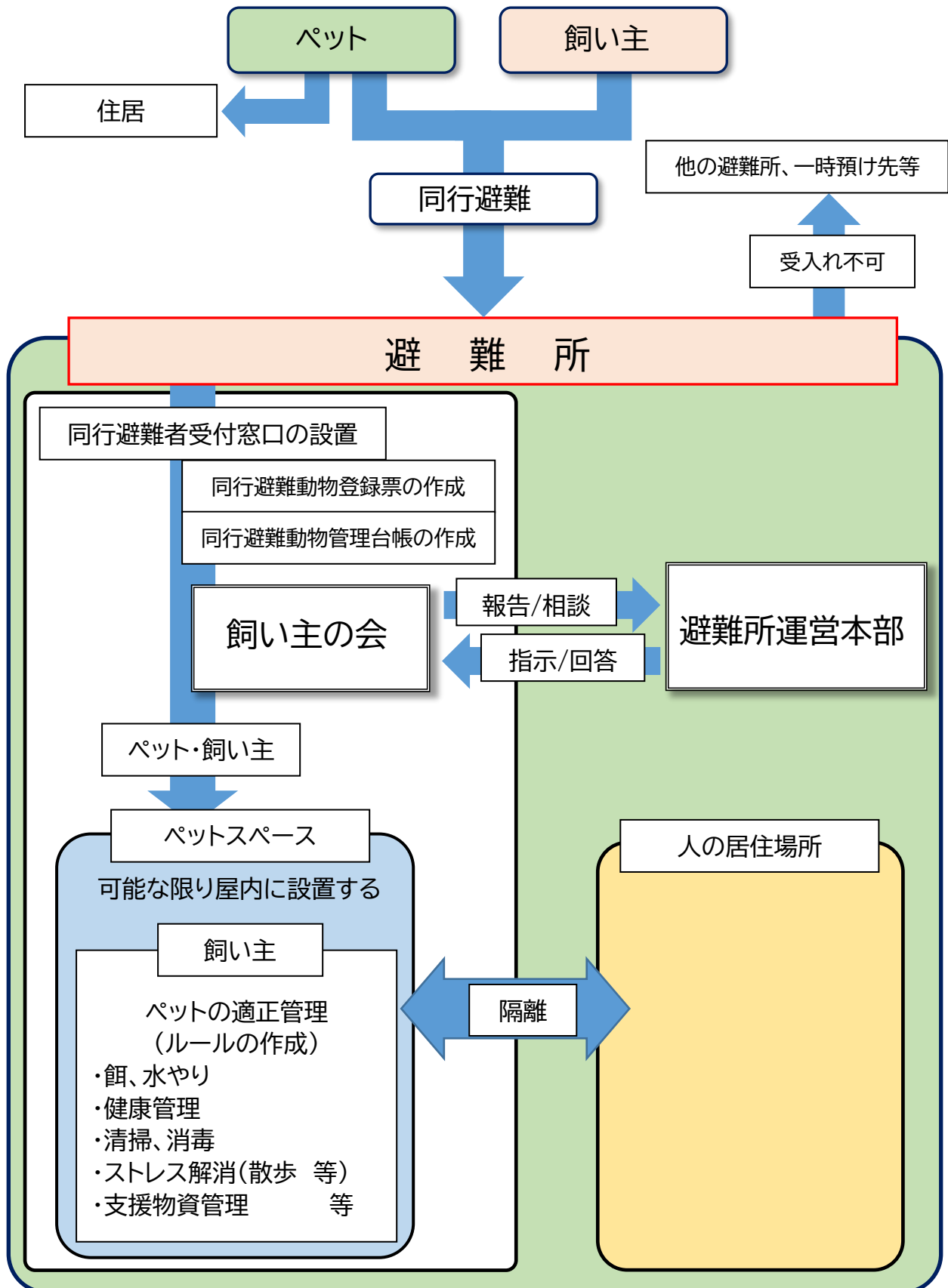
のみならず、病気等の原因となる場合があります。

ストレス軽減のため、可能な限り飼い主がペットと遊んであげたり、散歩をしてあげたりしましょう。その際、必ずペットが逃げ出さないように管理しましょう。

ペットとの遊びや散歩は、飼い主にとっても、良いストレス解消になります。



災害発生時対応フロー図



スターターキット(ファーストミッションボックス)について

【環境省:人とペットの災害対策ガイドラインから】

被災初期の避難所には必ずしも行政担当者や避難所運営マニュアル等に熟知した者がいるとは限りません。そのため、避難所に最初に到着した者(又は居合わせた者)が速やかに体制を整えられるよう、初動の指示(やるべきこと)が記載されたスターターキット(ファーストミッションボックス)を備える取組みが始まっています。

ペットの受入れについても本キットに組み込んでおくことで、スムーズな受入れ体制の整備を行うことが可能となります。

●スターターキット(ファーストミッションボックス)の目的及び特徴

- 1) 初期の対応に使用
- 2) イラスト等とともに、誰でも理解可能な指示が1項目ずつ簡潔に記載されている。
 - ・カード形式では1カードに1ミッション
 - ・チェックリスト形式では、1項目に1ミッション
- 3) 指示されたミッションを1つずつ実施することで手順に従った業務が遂行できる。
- 4) 避難所の立ち上げ、集合住宅での避難誘導、災害対策本部の設置等、様々な状況に応じたパターンがある。
- 5) 1人で同時に対応できない役割を複数抱え込むことがないよう、作業を分担する。

ペット用スターキットの一例(参考例)

内容は「指示書」、「関係書類」、「物資」等に大別されます。

●指示書の様式

A4 用紙1枚に、災害時にやるべきことを1項ずつ順番に記載し、カード化しておきます。以下を参考に作成してください。

指示書(その1)

【ペットスペースの確保】

- 予め決められているペットスペースを確認する。
- ペットスペースが決められていない場合は、避難所運営本部と協議の上、ペットスペースを設置する。

指示書(その2)

【ペット専用受付窓口の設置】

- ペット専用受付窓口を設置する。
- 関係書類(同行避難動物登録票 等)及び必要物資(文房具 等)を用意する。

指示書(その3)

【登録・管理】

- 同行避難動物登録票を作成する。
- 同行避難動物管理台帳を作成する。

指示書(その4)

【ペットスペースへのペットの収容】

- 同行避難動物登録票に登録後、必ず飼い主の責任によりペットスペースにペットを収容する。
- 収容後、ケージ等に名札を貼付する。

その他【運営本部への報告】や【飼い主の会の結成】 等

●関係書類

避難所・周辺地図、関係団体・支援団体等の連絡先、同行避難動物登録票、同行避難動物管理台帳、ペット飼養ルール表 等

●物資

文房具(ペン、テープ、模造紙 等)、ペット名札、リード、首輪、ブルーシート、ビニール手袋、エチケット袋 等

参考様式 1 同行避難動物登録票

同行避難動物登録票

| | |
|-----|-------|
| NO. | |
| 入所日 | 年 月 日 |
| 退所日 | 年 月 日 |

| | | | | |
|-------------|---------------------|---------------------------|--------|--|
| 飼い主 | 氏名 | (フリガナ) | | |
| | | (漢字) | | |
| | 避難前住所 | | | |
| | 連絡先 | | | |
| 動物 | 動物種 | | | |
| | 品種 | | | |
| | 名前 | | | |
| | 性別 | | | |
| | 不妊去勢手術 | 未 ・ 済 | | |
| | 疾病の有無 | 有 ・ 無 | 疾病名 | |
| | マイクロチップ | 有 ・ 無 | 個体識別番号 | |
| | 首輪 | 有 ・ 無 | 首輪の色 | |
| | 特徴 (毛色等) | | | |
| | ワクチン接種 | 接種済 (ワクチン名) 未接種 不明 | | |
| | 犬の登録・ 狂犬病予防注射の有無 | 【登録】 | 有 ・ 無 | |
| 【鑑札の装着】 | | 有 (No.) ・ 無 | | |
| 【狂犬病予防注射】 | | 済 ・ 未 | | |
| 【注射済票の装着】 | | 有 (No.) ・ 無 | | |
| 避難先 飼養場所 | | | | |
| 特記事項 | | | | |

同行避難動物管理台帳

施設名： _____

管理責任者（担当者）名： _____

| NO. | 入所日 | 退所日 | 飼い主 氏 名 | 連絡先 | 動物種 | 名前 | 性別 | 備考 (マイクロチップ登録番号等) | 犬の登録・狂犬病 予防注射の有無 |
|-----|-----|-----|------------|-----|-----|----|----|----------------------|----------------------|
| | | | | | | | | | 【登録】 有・無 【狂注】 済・未 |
| | | | | | | | | | 【登録】 有・無 【狂注】 済・未 |
| | | | | | | | | | 【登録】 有・無 【狂注】 済・未 |
| | | | | | | | | | 【登録】 有・無 【狂注】 済・未 |
| | | | | | | | | | 【登録】 有・無 【狂注】 済・未 |
| | | | | | | | | | 【登録】 有・無 【狂注】 済・未 |
| | | | | | | | | | 【登録】 有・無 【狂注】 済・未 |

名 札

| | |
|------------|--|
| 避難所名 | |
| 登録番号 | |
| 飼い主氏名 | |
| 連絡先 | |
| 飼い主の避難スペース | |
| ペットの名前 | |
| ペットの種類 | |
| 特記事項 | |

〇〇避難所 ペットスペース管理当番表

年 月

| | 清掃班 | 保健班 | 連絡班 | 物資班 | 班 | 班 |
|--------|-----|-----|-----|-----|---|---|
| 1 () | | | | | | |
| 2 () | | | | | | |
| 3 () | | | | | | |
| 4 () | | | | | | |
| 5 () | | | | | | |
| 6 () | | | | | | |
| 7 () | | | | | | |
| 8 () | | | | | | |
| 9 () | | | | | | |
| 10 () | | | | | | |
| 11 () | | | | | | |
| 12 () | | | | | | |
| 13 () | | | | | | |
| 14 () | | | | | | |
| 15 () | | | | | | |
| 16 () | | | | | | |
| 17 () | | | | | | |
| 18 () | | | | | | |
| 19 () | | | | | | |
| 20 () | | | | | | |
| 21 () | | | | | | |
| 22 () | | | | | | |
| 23 () | | | | | | |
| 24 () | | | | | | |
| 25 () | | | | | | |
| 26 () | | | | | | |
| 27 () | | | | | | |
| 28 () | | | | | | |
| 29 () | | | | | | |
| 30 () | | | | | | |
| 31 () | | | | | | |

(主な役割)

- 清掃班・・・飼育場所の床、ゴミ箱等の清掃、消毒
- 保健班・・・ペットの健康状態の見回り、室温調整
- 連絡班・・・責任者からの指示を会員等に伝達、掲示内容の更新
- 物資班・・・ペット用救援物資の調達、仕分け、配布

参考様式 5 相談受付票

受付番号：

相談受付票

| | | | |
|-------|-------|------|--|
| 受付年月日 | 年 月 日 | 受付場所 | |
| 時間 | 時 分 ～ | 受付者 | |

| | |
|-----|-------|
| 相談者 | 氏名： |
| | 連絡先： |
| | 避難場所： |

| 相談内容 | 回答要旨 |
|------|------|
| | |

※飼育動物の行方不明の相談の場合は、「行方不明動物受付票」へ記入

参考様式 6 行方不明動物受付票

受付番号：

行方不明動物受付票

| | | | |
|-------|-------|------|--|
| 受付年月日 | 年 月 日 | 受付場所 | |
| 受付時間 | 時 分 | 受付者 | |

| | | | | |
|------------------------------|--------|------------------------------------|----------------------|---------|
| 届出者 | 氏名： | | | |
| | 連絡先： | | | |
| | 避難場所： | | | |
| 行方不明動物の情報 | 行方不明日時 | 年 月 日 () 午前・午後 時 分 | | |
| | 行方不明場所 | | | |
| | 動物種 | 犬・猫・他 () | 品種 | |
| | 名前 | | 毛色 | |
| | 性別 | 雄・雌 (不妊手術 未・済) | 特徴 | |
| | 年齢 | | 体重 | |
| | 首輪 | 有・無 色： | マイクロチップ [®] | 有・無 番号： |
| | 鑑札 | 有・無 番号： | 注射済票 | 有・無 番号： |
| 結果 | 発見日時 | 年 月 日 () 午前・午後 時 分 | | |
| | 発見場所 | | | |
| | 措置 | <input type="checkbox"/> 返還： 年 月 日 | | |
| | | 飼い主氏名： | | |
| | | 飼い主住所 (避難先)： | | |
| | | 飼い主連絡先： | | |
| | | <input type="checkbox"/> 移送 年 月 日 | | |
| | | 移送先： | | |
| <input type="checkbox"/> その他 | | | | |